

## ワシントン条約の概要

- 1 名称  
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（略称CITES）  
(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)
- 2 目的  
野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図る。
- 3 経緯  
・昭和50年7月発効（昭和48年3月、ワシントンにおいて採択）  
・我が国は昭和55年に加入（8月に受諾書寄託、11月に発効）  
・締約国は、178ヶ国（平成25年5月現在）
- 4 規制内容と対象動植物種

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
掲載基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を嚴重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの
主な種	974種類 (例) チンパンジー、ジャイアントパンダ、トラ、アフリカゾウ、アジアアロワナ、トキ、サボテン科（一部）等	33,798種類 (例) ホッキョクグマ、フラミンゴ、カメレオン、ピラルク等	280種類 (例) セイウチ（カナダ）、アジアスイギュー（ネパール）等 * 国ごとに指定
規制の内容	・商業目的のための国際取引を禁止 ・学術目的（繁殖目的を含む）の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要	・商業目的の国際取引も可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書が必要（附属書Ⅲの場合は指定国以外は原産地証明が必要）	
許可条件	取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと		取引が種の存続を脅かすものでないこと
	・違法に入手したものでないこと ・適切な輸送方法、収容施設（生体の場合）		

- 5 留保（平成25年3月現在）  
我が国の留保数 1属11種  
タツノオトシゴ属  
クジラ類 8種（マッコウクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ、ミンククジラ2種、ツチクジラ、ニタリクジラ、カワゴンドウ）  
サメ類 3種（ウバザメ、ジンベイザメ、ホホジロザメ）
- 6 締約国会議（CoP）について  
ワシントン条約締約国会議では、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの掲載種について改正が行われるとともに、条約の実行に関する各種の決議等が議論される。平成25年3月にバンコクで開催された第16回締約国会議（COP16）では、71の附属書改正提案が提出され、54の提案が採択された。